

令和元年度決算における資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、峡北地域広域水道企業団の令和元年度決算における資金不足比率について、監査委員の審査意見書を付けて議会定例会に報告しましたので、その内容について次のとおり公表します。

会計の名称	資金不足比率	法が定める経営健全化基準
水道用水供給事業会計	—	20%

上表のとおり、令和元年度決算において資金の不足額はありません。表中資金不足比率の欄の「—」表示は不足額が生じていないことを示します。

資金不足比率の算定式（法適用企業）

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$